

平成29年3月14日

お知らせ



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

資料提供先： 島根県政記者会、出雲市政記者クラブ、米子市政記者クラブ

## 河川管理者のパートナーが増えました ～「河川協力団体」指定証の伝達式を行います～

平成25年7月の河川法改正により河川協力団体制度が創設されたことを受け、斐伊川水系のうち国が管理する区間（ダム湖を含む）においては、毎年河川協力団体を募集しています。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する制度です。これらの団体を「河川協力団体」として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上に位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

今年度新たに申請のあった1団体について審査を行ったところ、平成29年3月14日付で指定されましたので、下記のとおり指定証の伝達式を行います。

今回の指定により中国地方整備局管内における河川協力団体は18団体、そのうち出雲河川事務所管内の河川協力団体は10団体となりました。

開催日時 平成29年3月22日（水） 10:00～10:30

開催場所 国土交通省出雲河川事務所 1階大会議室  
（出雲市塩冶有原町5-1）

今回の指定団体 境港清港会（さかいこう せいこうかい）

活動概要 境水道における船舶航行の安全と境港内及び河川環境の維持に資することを目的に、清掃船による浮遊物の回収や環境美化の啓発看板の設置などの環境美化活動を行なわれています。

問い合わせ先 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

副所長（技）

にしお せい博

建設専門官

ほそだ ひし博（窓口）

電話：0853-21-1850【代表】

電話：0853-20-1765【直通：管理第一課】

さかい こう せい こう かい

# 境港清港会

境港清港会は、境港港湾区域、境漁港漁港区域及び斐伊川(境水道)河川区域における船舶航行の安全と港内及び河川環境の維持に資することを目的に昭和45年から活動を開始した団体です。清掃船による境水道内の浮遊物の回収や環境美化の啓発看板の設置などの環境美化活動を行っています。

## 清掃活動

清港会で所有する清掃船「清港丸」による水面清掃を一月あたり5~7回程度(年間70回以上)実施しています。



境港清港会清掃箇所図



## 看板設置

釣り人の多く集まる箇所を中心に河川美化の啓発看板を設置しています(毎年2箇所程度)。



境港清港会は、境港に直接又は間接に関係のある法人団体及び個人で構成されており、現在の会員数は77です。船舶航行の安全に積極的に取り組んでおり、航行の支障となる恐れのある境水道内の浮遊物の回収をメインとする水面清掃に取り組んでいます。

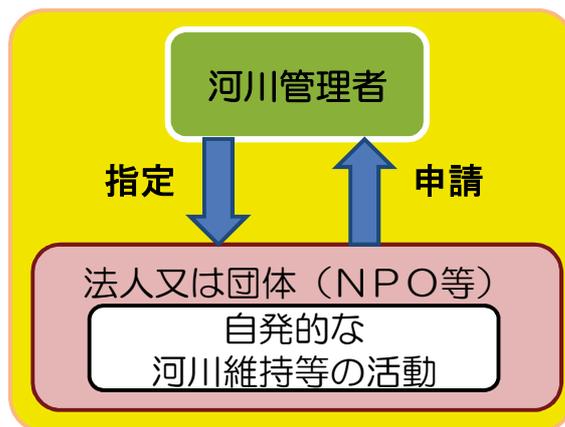
# 河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法**
- 第58条の8（河川協力団体の指定）
  - 第58条の9（河川協力団体の業務）
  - 第58条の10（監督等）
  - 第58条の11（情報の提供等）
  - 第58条の12（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する**ものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

**河川法 第58条の9** 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



### ③河川の管理に関する調査研究



### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



### ⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

### 河川法

#### 第58条の12

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

### ◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

### 河川法

#### 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ  
委託可能



【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの  
に委託可能

### 《委託の例》

#### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

#### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備

魚道の改良